

令和3年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元： 外務省経済局国際貿易課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		特恵関税制度								
改正要望の内容		適用期限を「令和13年3月31日まで」に延長（関税暫定措置法）								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		施行期日：令和3年4月1日 適用期間：令和13年3月31日まで								
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>特恵関税制度は、最恵国待遇の例外として、開発途上国又は地域の産品に対して一般の関税率よりも低い関税率（特恵税率）を適用し、開発途上国又は地域の輸出所得の増大、工業化の促進を図り、経済発展を支援しようとするものである。同制度は、国連貿易開発会議（UNCTAD）において、南北問題解決の一手段として先進国から開発途上国に対し片務的に便益を与える特別の措置として検討がなされ、制度の枠組みが合意された。日本の特恵関税制度は、上記の国際的合意に基づき1971年8月から実施されており、現在133の国と地域が特恵受益国等となっている。なお、特恵受益国等のうち後発開発途上国（LDC）に対しては、それ以外の特恵受益国等よりもさらなる便益を供与している。</p> <p>② 問題点</p> <p>本制度の延長を行わない場合には、特恵税率が適用できなくなるため、日本と特恵受益国等との二国間関係のみならず、先進国として日本が国際社会に対して果たす役割をも阻害する恐れがある。</p>								
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>特恵関税制度は、開発途上国又は地域の経済発展を目的とした制度である。また、日本は積極的平和主義の下、世界が直面している課題の解決に役割を果たすことで国際社会からの信頼を醸成し存在感を高めてきた。したがって、国際的合意に基づいて特恵関税制度を実施し、開発途上国の経済的安定と発展に寄与し、以て日本にとって望ましい国際環境を構築していくため、本制度を継続する。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>—</p>								

改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>特恵関税制度を引き続き維持することで、開発途上国又は地域の輸出所得の増大をはじめとする経済発展に寄与することでき、ひいては日本にとって望ましい国際環境の構築が期待される。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>—</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>特恵関税制度は、開発途上国又は地域の経済発展を促進するものであり、国際社会における日本の評価の維持・強化に寄与することから、今後も当該制度を延長することは妥当である。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>(改正に関する政府機関の政策評価の概要(政策目標、政策評価の結果等を記載))</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>(改正が当該政策評価の結果をどのように踏まえているのかを記載)</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>(関係する政府方針がある場合には、改正が政府方針の達成にどのように資するのかを記載)</p> <p>④ 関連措置</p> <p>(当該政策目標の達成のための他の施策等の概要を簡潔に記載)</p>

○ 改正経緯

これまでの改正状況	制度導入の1971年以降、適用期限の到来ごとに同期限を延長。
措置による効果	「改正の効果と妥当性」と同じ。